原判決を破棄する。 本件を奈良地方裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴理由は末尾添付の控訴趣意書、答弁は答弁書の通りである。

検事の控訴理由について。

検事は原判決は本件公訴事実に対して無罪の判決を言渡したけれども、右は事実 の誤認に基くものであると主張する。

無罪の言渡をしているのである。 〈要旨〉しかしながら、若し原判決の認定が正しいとすれば、被告人が昭和二十三年十二月十五日次の当番講員に引く/要旨〉継ぐに当つて、前年当番講員から引継ぎを受けた物即ち次の当番講員に引渡すべき物と全く異る画軸を、さきに引継ぎを受けた物であると言つて引渡し化行為(被告人が引継ぎを受けた物をその保管中に盗まれたり、すりかえられたことのないことは被告人の自認しているところである)によって、さきに引継ぎを受けた物に対する不正領得の意思が発現しているものと解するのが当然である。その物をどこに売却したか、その物をどこに隠匿しているかということが判明しなくても、横領罪の成立を認めるに支障はない。徒つて原判決が右横領の事実を認めながら横領したと言えないと説示したのは理由にくいちがいがあるものと言わねばならない。原判決は破棄を免れない。

弁護人は本件起訴状は不適法であるとか、被告人がいわゆる十一尊仏の画軸の引継ぎを受け、これを保管していたと認めたのは事実の誤認であると主張するけわども、検祭官の控訴理由そのものに対する主張でないから当審においては特にこれに対する判断を示すの要を見ない。

よって刑事訴訟法第三百九十七条第四百条本文を適用して主文の通り判決する。 (裁判長判事 斎藤朔郎 判事 松本圭三 判事 網田覚一)